

令和7年3月

上天草市農業委員会会議録

令和7年3月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年3月11日

午前9時30分開会

上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 非農地通知交付申請について |
| 日程第 | 7 | 議案第5号 令和7年度上天草市農作業標準賃金額について |
| 日程第 | 8 | 報告第1号 農地形状変更届の受理について |
| 日程第 | 9 | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長	山口 勝喜	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	水野 武晴
4番	磯田 清俊	5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治
8番	源 義通	10番	濱崎 顯爾				

（事務局）

局長	小松野 洋己	主事	徳淵 麻子	主事	池林 真斗
----	--------	----	-------	----	-------

1 開 会

事務局(小松野)

皆さん、おはようございます。ただいまより、令和7年3月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は3月の総会となります。大変お忙しい中に出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。本年度の総会も最後となりました。早いもので私たちの任期もあと1年となります。どうか新年度も健康に留意されて、農業委員会活動に尽力くださいますようお願いいたします。

それでは、本日も慎重な審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。2番、松岡委員、3番、水野委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局(徳淵)

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△△番△外12筆、地目は畑、面積合計1万2,700㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～10ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、直線距離で約1.9kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が1万5,852㎡です。労働力は2、農機具等は1です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は徒歩5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのものであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では切り花等を栽培予定とのものであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。1番は私の担当地区でございますので、私が説明いたします。

ただいま説明がございましたとおり親子間でございます。きれいになされておまして、何ら問題ないと思われます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番外1筆、地目は畑、面積合計554㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は11～12ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北東の方向、直線距離で約1.4kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が現時点で0㎡です。労働力は2、農機具等は1です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取り

を行いました、取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から150m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件ではジャガイモ、サツマイモ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（水野）

議案第1号、2番の説明を3番、水野が行います。

ただいま事務局より説明があったとおりですが、譲渡人と受入の方はいとこ同士の関係でございまして、譲渡人は大阪に在住で、高齢ということもあり受入の方に全財産を受けてほしいとお願いしたところ、受入が受けられたそうです。また、写真で見られるように受入の方がタマネギ等を栽培されております。これからはサツマイモ、ジャガイモを作られるそうです。何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番1外1筆、地目は畑、面積合計231㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は13～14ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約0.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が778㎡です。労働力は1、農機具等は1です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました、取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から400m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予

定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件ではタマネギ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮） 議案第1号の3番について、推進委員の二宮が説明します。

譲渡人はですね、相続によって畑を取得されましたが、福岡在住で長年耕作は行われておりません。おじさんである譲受人に贈与したいということで話があって申請となっております。譲受人は今後タマネギ等を栽培したいということです。以上、よろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第1号、番号4番です。議案は3ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番外25筆、地目は田及び畑、面積合計1万9,275㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は15～30ページのとおりで、上地区の農地は〇〇〇〇〇から北西の方向、直線距離で約1.3kmの辺り、中地区の農地は南に約2.1kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が7,917㎡です。労働力は3、農機具等は4です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は自宅から自動車で10分以内であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件ではコメ、キュウリ、タマネギ、ミカン等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4 番（磯田）

4 番、磯田が説明いたします。

今、事務局からお話がありましたけれども、譲渡人の方は以前農業委員をされておられた方で、非常に農業に対し理解のある方です。受人にあたる方はお孫さんで、息子さんもおられますので親子3代で農業をされていらっしゃるんですが、高齢になられたため、贈与という形で今回申請されたようでございます。この受人の方もまだ30歳ということで、今後上天草の農業を引っ張っていかれるというふうに考えております。

今現在は野菜を中心に、レタスとかキュウリとかタマネギとかもされておりますけれども、譲渡された中にはミカン畑もあるということで、今後はミカンのほうも手入れをしてから出荷されたいということです。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号5番です。議案は3ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△外1筆、地目は田、面積合計666㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は31～32ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約1.1kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が3万2,656㎡です。労働力は4、農機具等は3です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自動車で2分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では切り花等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5 番（岩崎）

議案第 1 号の 5 番につきまして、5 番、岩崎が説明いたします。

申請人は花の専業農家でございます。長年父親が借りてカスミソウの栽培をされておりましたが、今回息子さんが引き続き花の栽培をされるとのことで、賃借権 5 年の申請をされております。現地を会長、会長職務代理者、事務局とともに確認をいたしました。花は終わっておりますがきれいにされており、花栽培を継続されるとのことですので、よろしくお願いします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま 5 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、5 番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6 番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第 1 号、番号 6 番です。議案は 3 ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□△△△△番△外 9 筆、地目は田、面積合計 4,499㎡です。申請場所は図面 1 ページ⑥、詳細は 33～37 ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約 10.4km の辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が 4 万 2 39㎡です。労働力は 3、農機具等は 4 です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から 1km 程度であり、年間 150 日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件ではコメ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われれます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8 番（源）

議案第 1 号の 6 番について、8 番の源より説明申し上げます。

本件はですね、譲渡人が親からの相続で農地を取得されましたが、結婚されて、上益城郡のほうに住んでおられます。それで農業はされてませんので、譲受

人の方が数年前から借り受けて水稻の栽培をされていまして。将来にわたって譲渡人が農業をする意思がないので、借受者に譲渡するという申請でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口）

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号1番です。議案は5ページになります。

申請人は福岡市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番、地目は畑、面積1,294㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は38～39ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、約3.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電施設の資材置場で、資金計画では土地購入費と建築費の合計△△△万円を自己資金が上回っており、問題ないと思われま。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は不要、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然排水することです。造成中の被害防除については、周囲への悪影響はないとのこと。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡）

議案第2号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

この土地の横は既に太陽光の設備が整っておりまして、その資材を置く場所にするということです。現況は荒れておりますので、きれいになってかえっていいと思われま。以上です。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番△、地目は田、面積41㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は40～41ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約8.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の敷地の一部で、すでに工事が完了しているためありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然排水します。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているためありません。また、補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡）

2番の松岡が2番について説明申し上げます。

私の知るかぎりには30年ぐらい前からこういう状況でありました。譲受人の父が届けなかったそうです。今回譲受人の住宅を建てるときに確認ができたということで、今回の申請であります。農地についても何の影響もないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定

します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番、地目は田、面積201㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は42～43ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は物置及び駐車場で、事業資金は、土地造成費△△△△△円を自己資金が上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は不要、排水については、生活排水、汚水はなく、雨水は既設の側溝へ排水します。造成中の被害防除については、大規模な造成工事は必要なく、また完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は、申請人が誠意をもって対応することです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第2号の3番について、8番、源より説明いたします。

本件はですね、譲渡人が数年前に形状変更申請をされておりましたがその後両親等も亡くなって、農業はしないということになったそうです。図面の43ページをご覧くださいますと、申請地の左側に譲受人の宅地がありますが、駐車場がありませんので、譲受人のほうに譲渡して、物置及び駐車場と、そのように使わせていただきたいという申請ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたがけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（山口）	続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。
事務局（池林）	議案の説明の前に一部議案に修正がありましたので、本日配付している資料、左上のほうに議案第3号と書いてある資料のほうをご覧ください。 では説明に入ります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は本日配付している資料の2ページ目から4ページ目になります。 今回の促進計画は、受け手の解約による新たな受け手への再配分が8件となっております。本計画における賃貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。
議長（山口）	ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
議長（山口）	ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定します。 議案第4号 非農地通知交付申請について
議長（山口）	続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。1番の説明を事務局からお願いします。
事務局（徳淵）	議案第4号、番号1番です。議案は11ページになります。 申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番、地目は畑、面積215㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は44～45ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北西の方向、直線距離で約3.3kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。
議長（山口）	ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
推進委員（山口）	推進委員の山口が説明します。 昨日、磯田委員と現地を確認してまいりました。申請人も高齢で農業ができな

いということで、近辺も耕作放棄地がたくさんありました。以上のことから非農地判断はやむを得ないと思いますますので、よろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第4号、番号2番です。議案は同じく11ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積809㎡です。申請場所は図面1ページ⑪、詳細は46～47ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約15.1kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられ、また隣地△△△△番△△との筆界が未定であり同地を誤りなく耕作することができないことから、上天草市「農振地における非農地判断の方針」を援用し、非農地と判断することに問題はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（小幡）

推進委員の小幡が説明します。

現地を確認しに行きました。この辺は写真を見たら拓けたようにしてありますが、もう藪ですね、道もない山の中で、申請人の人に連絡してから一緒に見てもらいました。昔はみかん畑にして管理してあったそうです。スギ、ヒノキを植林したということですが、大木化し、農地としては利用できない状態なので、非農地とするしかないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま非農地につきましては説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

10番（濱崎）

すみません、今、隣の筆界未定の△△について説明がありましたけど、すみません、その△△についてもう一回お願いします。

事務局（徳渕）

△△自体の説明ではなくて、△△との境界が分からないので、この△△を誤りだと耕作するということは不可能なわけですね。ですのでここを耕作することができない、つまり非農地であるという状況を今、申し述べたわけですね。なおかつ△△のほうも同じ状況で、耕作しようとしても、もし境界が確定していてですね、耕作しようとしても耕作できないような状況にどちらもある。なので全体として非農地として判断することに問題はないと考えます。

10番（濱崎）	△△は申請人は違うわけでしょう。申請はなされてない。
事務局（徳淵）	所有者さんが違います。
10番（濱崎）	そうした場合に地目変更ができるのかなというようなところがあったものから申したんですけど。
事務局（徳淵）	すみません、非農地判断についてまでが農業委員会の判断で、そこから先については、我々が付度するところじゃないので。
10番（濱崎）	そうなんですけどね、すみません、私はその先を考えたものですから質問しました。
議長（山口）	ほかにございませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
議長（山口）	ほかにないようでございますので、議案第4号につきましては申請どおり承認することに決定します。 議案第5号 令和7年度上天草市農作業標準賃金額について
議長（山口）	続きまして、議案第5号、令和7年度上天草市農作業標準賃金額について。事務局から説明をお願いします。
事務局（小松野）	議案第5号、令和7年度上天草市農作業標準賃金額について説明します。 お手元の資料13ページになります。例年ご協議いただいておりますけれども、太線で囲んでいるのが、令和7年度の上天草市標準賃金額の案になります。先月天草市役所で開催されました天草地区農業委員会連絡協議会の担当者会議におきまして協議を行い、天草市及び苓北町の賃金額を参考にしたものになります。 昨年からの変更点は、表の枠内を色付けしている箇所になります。まず、あらぐれの整備済及びその他を500円増額し、6,500円、7,500円、あらぐれ代掻き同時仕上げを200円増額し12,700円、表の真ん中あたり、稲刈機バインダーを500円増額し、6,500円としております。参考までに右隣に天草市、苓北町の賃金表を載せておりますが、比較しましても極端な差はないかなと思います。 また、資料の一番下、上記以外の一般農作業の額につきましては、毎年10月

に熊本県の1時間当たりの最低賃金額が改定されますが、昨年は952円となりましたので、その8時間の金額7,616円を下回らない金額ということで、7,700円としております。例年この標準額を目安に、農地条件やその他の諸事情を踏まえたうえで、頼む人、請ける人の双方の話し合いで最終的な金額を決定してもらっております。ここに表示されていない作業種目につきましても、表示されている種目を参考に双方でご協議いただき金額を決定くださるようご指導ください。

本日の協議を終えまして、4月の広報紙などで周知を図っていく予定ですので、よろしくお願いします。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、岩本委員。

7番（岩本）

今の説明にもありましたが、粃摺りについては、ひとりの業者も600円現在もらった人がいますが、この550円というのはだいぶん下ですね。

事務局（小松野）

そうですね、先ほども申しましたけれども、一応標準的なものですので、あとは双方間の話し合いで、納得いただく金額で決定していただければなということになりますので、あくまでも目安という形でお考えいただければいいかなと思います。

議長（山口）

よろしいですか。

7番（岩本）

はい。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問は。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第5号、令和7年度上天草市農作業標準賃金額につきましては、一覧表のとおり決定することにいたします。

報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（山口）

続きまして、報告第1号、農地形状変更届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）	報告第1号、番号1番について説明いたします。議案は14ページになります。 届出人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△外2筆、地目は田、面積合計1,308㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は48～50ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約0.6kmの辺りに位置しております。届出事由は、湿地帯である同地をかさ上げて畑として利用するためとのことです。説明は以上です。
議長（山口）	ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
推進委員（益田）	推進委員の益田が説明します。 ここは大体水田で、数年前までは米を作っておられましたが、現在は野菜農家に貸して、野菜を作っておられます。何分田んぼで湿田ということで、収穫とかある意味苦勞されており、客土をして作業効率を上げていきたいということで申請されております。よろしくお願いします。
議長（山口）	ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
議長（山口）	ご異議ございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、利用権設定合意解約について
議長（山口）	続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。一括して事務局から説明をお願いします。
事務局（池林）	報告第2号につきましては、本日配付している資料の5ページ目から9ページ目をご覧ください。 まず、番号1番から番号10番までにつきましては、個人個人で契約をされていた貸し借りの解約になります。また11番から19番までにつきましては、先ほど議案第3号にて審議いただきました促進計画の前の受け手の方、この解約になります。説明は以上です。

議長（山口）

ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご質問などありませんので、報告第2号につきましても報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年3月31日

上天草市農業委員会 会長職務代理者

蓮田 治 佳

上天草市農業委員会 委員

松岡 健二 郎

上天草市農業委員会 委員

水野 武 晴